

広告募集案内【定価制】
(イベント等協賛募集仕様書)

「特定健診受診キャンペーン協賛募集」に広告協賛者として参加してくださる事業者を以下のとおり募集します。

■対象事業

名 称	令和6年度特定健診受診キャンペーン協賛募集
事業概要	<p>令和6年4月1日から12月31日までの期間中に特定健康診査の「特定健診受診キャンペーン」を展開し、期間中に特定健康診査（以下、特定健診）を受けた方1,000名に、抽選でプレゼントを贈ります。 （抽選・発送時期は令和7年4月頃を予定しています。）</p> <p>【目的】 本市の特定健診受診率は、24.7%（令和3年度実績）と低迷しているため、より多くの方に受けていただき、市民の方のより健康で充実した生活に役立てる必要があります。そこで、本市の受診勧奨取組の推進と合わせて本事業を実施することで、健康意識の啓発や健診受診率の向上につなげていきます。</p> <p>【制度】 特定健診は、がんや脳卒中などの重大な病気につながる生活習慣病のリスクや兆候を早期に発見し、改善予防することを目的とした健診です。 生活習慣病予防に取り組むため、40歳以上の横浜市国民健康保険加入者（約50万人）を対象とした特定健康診査・特定保健指導が平成20年4月から保険者に義務付けられています。</p>
日 時	令和6年4月～令和6年12月
開催場所	横浜市内医療機関（市内で特定健診を実施している約1,200機関で特定健診を受診し、健診結果データが横浜市に報告されることにより事業に参加します。）
対象者・対象者数	横浜市国民健康保険に加入する40歳以上の方（特定健診対象者）：約45万人

■横浜市がご協力いただきたいこと

	項 目	内 容
1	キャンペーン参加者に対する特典としての賞品のご提供	特定健診受診キャンペーンの対象者に対する特典として、プレゼントする賞品のご提供をおねがいします。

■横浜市からご提供できるスポンサーメリット

	項 目	内 容	備考
1	令和6年3月末発行予定の『国保健康だより』での広報	<ul style="list-style-type: none"> ・発行部数：【約41万世帯に送付】 ・横浜市国民健康保険加入全世帯に送られる健康情報ダイレクトメール ・圧着郵便物の裏面に協賛企業イメージ写真、協賛企業名、御提供品名及びロゴマークを掲載予定。 	
2	チラシ等への賞品イメージの掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・各区役所等で横浜市国民健康保険加入者に配布するチラシにて協賛企業イメージ写真、協賛企業名、御提供品名及びロゴマークを御紹介 ・配布時期：令和6年4月～12月 	ロゴマーク等の提供締切 令和6年1月12日 （金）

3	特定健康診査受診券の封筒、同封チラシでの広報	<ul style="list-style-type: none"> 発行部数：【約 45 万人に送付】 特定健診全受診対象者全員に送付する、受診券送付封筒への記載、2 のチラシの同封 時期：令和 6 年 5 月中旬発送 	
4	事業紹介ホームページでの協賛企業名、提供品（または賞品イメージ）の御紹介	<ul style="list-style-type: none"> 掲載時期：令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日まで 掲載内容：企業名、御提供品を写真付きで御紹介いたします。また、貴社ホームページへのリンクを張らせていただきます。 	原稿提出締切 令和 6 年 2 月 9 日 (金)
5	市内の薬局、歯科医療機関での広報	<ul style="list-style-type: none"> 市内の薬局へ協賛企業イメージ写真、協賛企業名、御提供品及びロゴマークが掲載されたチラシ、協賛企業名が掲載された広報用のカードを配布。 歯科医療機関へ上記広報用のカードを配布。 	

■ご留意いただきたい点

物品の内容等	<p>(1) 本キャンペーンに対する広告協賛については、本市が広告を請け負う請負契約に該当します。</p> <p>(2) ご提供いただくグッズや招待券等については、横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、横浜市 WEB ページに掲載する広告の募集等に関する要領等の広告関連規程を遵守してください。 その他以下に掲げる広告は掲載できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 医療関係事業者（病院、診療所、調剤薬局、歯科診療所、施術所、医薬品、医療器具等） イ 墓地及び葬祭関係の広告及び事業者 ウ 高齢者福祉サービス等 エ 医療保険等にかかる広告の場合は事前に内容についてご相談ください。 <p>(3) ご提供いただく物品等については、スポーツ、レジャー、食育、健康づくり等に関連するものをお願いします。 原則として縦 34cm×横 25cm×高さ 3 cm 以内で配送できるもの※に限り ます。特殊な取扱等が必要な物品についてはご相談ください。 ※重さ 1 kg 以内で、長 3 もしくは角 2 封筒に入るもの</p> <p>(4) ご提供いただく物品はどなたでもお使いいただける物品で、市民が特典として喜ぶ物にしてください。（申込によらない自動抽選における賞品のため、洋服などサイズが限定されるものはお受けできません。）</p> <p>(5) ご提供いただく物品等に、個人情報収集するアンケートはがき等は同封できません。</p> <p>(6) 横浜市 WEB ページ等に協賛企業のロゴマークやグッズ等の賞品イメージ画像を掲載しますので、データ提供のご協力をお願いします。なお、商品によって広告の大きさ等が変わる可能性があります。</p> <p>(7) 上記(1)～(6)を踏まえ、お申込みをお受けできない場合がございますので、ご了承ください。</p>
--------	---

■申込み

申 込 条 件	広告代理店のほか、広告協賛者自らの申込みも可能です。
申 込 方 法	申込書（別紙）をEメールで下記申込先へ送付してください。
事業者選定方法	上記「ご留意いただきたい点」の「物品の内容等」に記載しております留意点に合致する物は、申込期間中先着 1000 名分を受け付けます。
募集開始日	令和5年10月20日（金）
申 込 期 間	令和5年10月20日（金）～11月30日（木）
申 込 先	（担当課名）横浜市健康福祉局保険年金課 （所在地）〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 （郵送先）〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 （TEL/FAX）TEL 045-671-4067/FAX 045-664-0403 （Eメール）kf-kokuhokenshin@city.yokohama.jp

■申込み後の手続き

- 1 12月中旬に横浜市から選定（または不選定）通知をお送りします。
- 2 選定通知を受け取られたら、承諾書（選定通知に同封）に記名押印、収入印紙貼付ののち、健康福祉局保険年金課まで郵送してください。
なお、この承諾書は広告請負に関する契約書のかわりとなるもので、印紙税法に基づく課税文書となります。
- 3 ご提供いただく物品を納品してください。なお、納品時期は、令和7年3月を予定しています。

広告掲載申込書（イベント協賛等：先着順）

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX	TEL	/ FAX
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広 告 主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申 込 内 容	募集対象事業名称	令和6年度特定健診受診キャンペーン協賛募集		
	協賛内容 ※該当するものに「○」を記入してください。	協賛金の提供	口 円	
		物品の提供	物品製作に係る経費_____千円（概算） ※横浜市として経費縮減効果額を算定するための参考として使わせて頂きます。	
		その他		
広告内容 ※広告の掲載がある場合のみ記入してください。	ホームページ等に掲載する協賛企業名：_____ ※社名ロゴのご提供を依頼する場合があります。			
個人情報の収集	有 ・ ○	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）		
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。 ・申込者が広告代理店である場合、広告主に対して横浜市が定める広告料を超える金額で販売しません。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）